

# 生前贈与の上手な活用法( VOL . 2 )

## . 金銭の連年贈与

### 1. 基礎控除(110万円)の範囲内で贈与する場合

贈与税の基礎控除 110 万円を利用して、毎年、現金を複数の親族に贈与する方法があります。

この場合、多額の相続財産に比して、年 110 万円の贈与で効果があるのかという疑問があると思います。

実際の節税効果を実例で見えていきましょう。

相続財産 3 億円を持っている人が、毎年、3 人に、110 万円を 10 年間にわたり贈与した場合には、次の様になります。

< ケース 1 >

相続財産	3 億円	相続人	妻・子 2 人
対策前相続税	25,700,000 円	・	・
現金贈与額	110 万円	×	3 人 × 10 年間
対策後相続税	20,412,500 円	・	・
節税効果	-	=	5,287,500 円

この様に 110 万円の基礎控除の範囲内での贈与でも、10 年間で 5,287,500 円の節税効果が得られます。

### 2. 基礎控除(110万円)以上贈与する場合

1 の場合は 110 万円の基礎控除と同額の贈与のケースでしたが 110 万円以上の贈与をした方が、有利になる場合があります。その目安となるのが、相続税の実効税率と贈与税の実効税率との比較です。

贈与税の実効税率が相続税の実効税率と一致する点を、「贈与税の節税分岐点」といいます。

これを図にすると下記の様になります。

相続税額	=	相続税の実効税率	} 一致する点が節税分岐点となります。
相続財産価額			
贈与税額	=	贈与税の実効税率	
贈与財産価額			

つまり、贈与税の実効税率が相続税の実効税率を下回れば、その贈与は節税効果があるという事になります。実例でみていきましょう。

## <ケース2>

相続財産 3億円

対策前相続税 25,700,000 円・・・ (実効税率 8.5%)

現金贈与額 300万円×3人×10年間

対策後相続税 12,575,000 円

納付贈与税 6,300,000 円 (実効税率 7%)

計 18,875,000 円・・・

節税効果 - = 6,825,000 円

この様に300万円の贈与を行った場合には10年間で6,825,000円の節税効果が得られ、ケース1の場合と比較しても1,537,500円の効果が上がることになります。

### 3. 金銭贈与の注意点

現金を連年贈与する場合、次の様な事を注意する必要があります。

通帳に記録を残す

贈与者の口座から、受贈者の口座に送金し、明確な記録を残す事が、贈与の立証の最低条件です。

通帳・印鑑の管理を別にする

子に贈与した通帳印鑑を親が管理していると、贈与がなかったものとみなされる場合がありますので、別の場所において子供に管理させます。

契約書

下記のような必要事項を記載した贈与契約書を作成する事により、贈与事実を積極的に立証する事ができます。

贈与契約書	贈与者 甲野太郎 受贈者 甲野一郎	平成十四年二月十日 東京新宿区〇〇一 二五 東京新宿区〇〇一 二五	右契約の証として本書を作成する。	一、現金 金壹百万円 第一条 甲野太郎は前条記載の金銭を、平成十四年三月一日迄に甲野一郎に引き渡すこととする。 引渡しは甲野一郎名義の〇〇銀行〇〇支店普通預金口座への振込をもってすることとする。
-------	----------------------	---	------------------	---

贈与税の申告をする

毎年、110万円以上の贈与を行い、贈与税の申告納付をする事が、贈与事実の認定には非常に有効です。

## ・保険料贈与プラン

相続対策としての生前贈与の活用方法として、贈与税の特例や基礎控除の活用をみてきましたが、贈与と生命保険を組み合わせた「保険料贈与プラン」を次に述べていきましょう。

生命保険は少額の保険料で、多額の保険金が取得できるので、相続税の納税対策としては、非常に有効な手段です。

このプランは、子に現金がない場合に親から現金贈与を受けて、親を被保険者とする生命保険に加入する方法です。

又、このプランの場合、贈与の対象は子供のみに限らず、孫・子供の配偶者などの家族全体に広げて適用すると効果的です。孫に現金を毎年贈与している例がありますが、その現金で保険に加入する方が、相続発生時において受け取る保険金が預金利回りよりはるかに上回る経済効果があるので、非常に有利になります。

この子（孫）が、受け取った保険金は、一時所得として所得税が課税されませんが、50万円の特別控除後の1/2が課税所得となりますので、他に所得がない場合には税負担が相当少なくなります。

ただし、生命保険は相続税の非課税枠が（500万×相続人の数）があり、相続人4人であれば、2000万円まで課税されませんので、被相続人本人が、先ず生命保険に加入し、相続税の非課税限度額を超えた場合に保険料の贈与プランを利用する方法が有利となります。

## ・ゴルフ会員権の負担付贈与

親が銀行ローンを組んでいるマンションを所有しているとします。そのマンションを、親が子にローンもセットで贈与する事があります。この様に、資産と負債を一緒に贈与する事を「負担付贈与」といいます。

仮に時価1億円のマンション(相続税評価額6000万円)を1億円全額ローンで購入し、子供にローンもセットで贈与したとします。そうすると、この場合の評価額が6000万円で、負債は全額控除できますので、4000万円の負債超過となります。そこで、親は4000万円の現金を一緒に贈与しても、無税という事になります。

この様に非常に有効な節税方法なので、さかんに行われましたが、数年前の税制改正で、不動産に関しては、「負担付贈与」は、時価評価額で計算する事となり、節税効果がなくなりました。

ただし、規制対象外の資産については、依然として、効果的な節税方法といえます。例えば、ゴルフ会員権の負担付贈与です。ゴルフ会員権も、相続評価額は時価の70%相当額なので、全額ローン付で贈与した場合には、30%相当額の節税効果を楽しむ事ができます。ゴルフ好きの方には最適な節税方法かもしれません。

ただし、この方法は注意する点が2つあります。

1つは、負担付贈与をした者は、借入金相当額でその資産を売却したものとみなされ、譲渡所得が課税されます。含み益がある資産は注意が必要です。

2つ目は、贈与を受けた者に、借入金の返済能力が要求されるという事です。返済能

力がない場合には、単なる贈与として贈与税が課される事があります。